

薩摩川内地域  
循環型社会形成推進地域計画（第2期）

当 初 平成25年 1月10日

第1回変更 平成26年 1月 6日

第2回変更 平成27年12月24日

薩 摩 川 内 市

## 【 目 次 】

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	3
(4) 生活排水処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	7
(3) 処理施設等の整備	11
(4) 施設整備に関する計画支援事業	11
(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	12
(6) その他の施策	12
4. 計画のフォローアップと事後評価	14
(1) 計画のフォローアップ	14
(2) 事後評価及び計画の見直し	14

### 【添付資料】

- 様式1：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- 様式2：循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- 様式3：地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式

# 薩摩川内地域 循環型社会形成推進地域計画（第2期）

鹿児島県 薩摩川内市  
当初 平成 25 年 1 月 10 日  
第1回変更 平成 26 年 1 月 6 日  
第2回変更 平成 27 年 12 月 24 日

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名：薩摩川内市

面積：683.50km<sup>2</sup>

人口：100,007 人（平成 24 年 4 月 1 日現在）

### (2) 計画期間

循環型社会形成推進地域計画（以下、「本計画」という。）は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 7 年間（平成 25～31 年度）を計画期間とし、目標年度は翌年度の平成 32 年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

薩摩川内市は、薩摩半島の北西部に位置し、南は県都鹿児島市、いちき串木野市、北は阿久根市、さつま町に隣接する本土地域（川内地域、樋脇地域、入来地域、東郷地域、祁答院地域）と、上甑島、中甑島、下甑島で構成される甑島地域（里地域、上甑地域、下甑地域、鹿島地域）で構成されている。

本市では、「“地域力”が奏でる“都市力”の創出」を基本理念に、地域が持つ資源を再確認し、その歴史や特性を最大限に生かしつつ、その魅力に磨きをかけ、地域自らが考え・取り組む、市民が主役のまちづくりを進めている。

また、本市では平成 17 年度に「生活排水処理基本計画」、平成 18 年度に「ごみ処理基本計画」を策定し、将来にわたって自然環境及び生活環境の保全を図り、多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の性状等を十分に把握し、計画的な処理を実現するための基本方針を定めている。

循環型社会を実現するために、市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、パートナーシップによる廃棄物の 3R を総合的に推進し、廃棄物の減量化、資源化をより効果的に発揮し得る施策の展開と、充実した収集・運搬・処理体制の構築を目指している。

#### (4) 広域化の検討状況

平成 16 年 10 月の 9 市町村（川内市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村）の広域合併に伴い、これまで統一されていなかったごみ処理体制等について、ごみの減量化はもとより、3Rを基本としたリサイクルの推進を総合的に推進するため、段階的にごみの分別区分の統一や、処理体制の調整を図っている。また、災害時の相互支援等について周辺自治体と連携した支援体制の確立を目指している。

## 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図-1 に示す通りである。

総排出量（計画処理量＋資源回収量）は 29,851t であり、再生利用される「総資源化量」は 3,888t でリサイクル率（＝（直接資源化量＋処理後再生利用量＋資源回収量等）÷計画処理量）は 13.02%である。

中間処理による減量化量は 22,093t であり計画処理量の概ね 74.02%が減量化されている。また、計画処理量の 12.96%に当たる 3,870t が埋め立てられている。

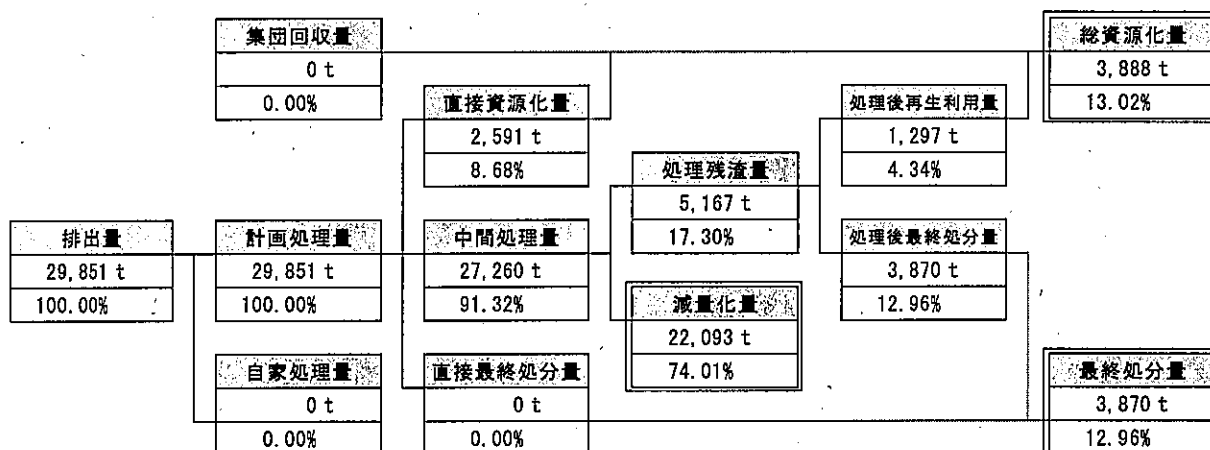


図-1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成23年度実績）

(2) 生活排水処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・浄化槽汚泥等の排出量は、図-2 に示す通りである。

生活排水処理対象人口は、全体で 100,007 人であり、水洗化人口は 53,140 人、生活排水処理率は 53.1% である。

し尿発生量は 24,791kL/年、浄化槽汚泥発生量は 45,978kL/年であり、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 70,769kL/年となっている。

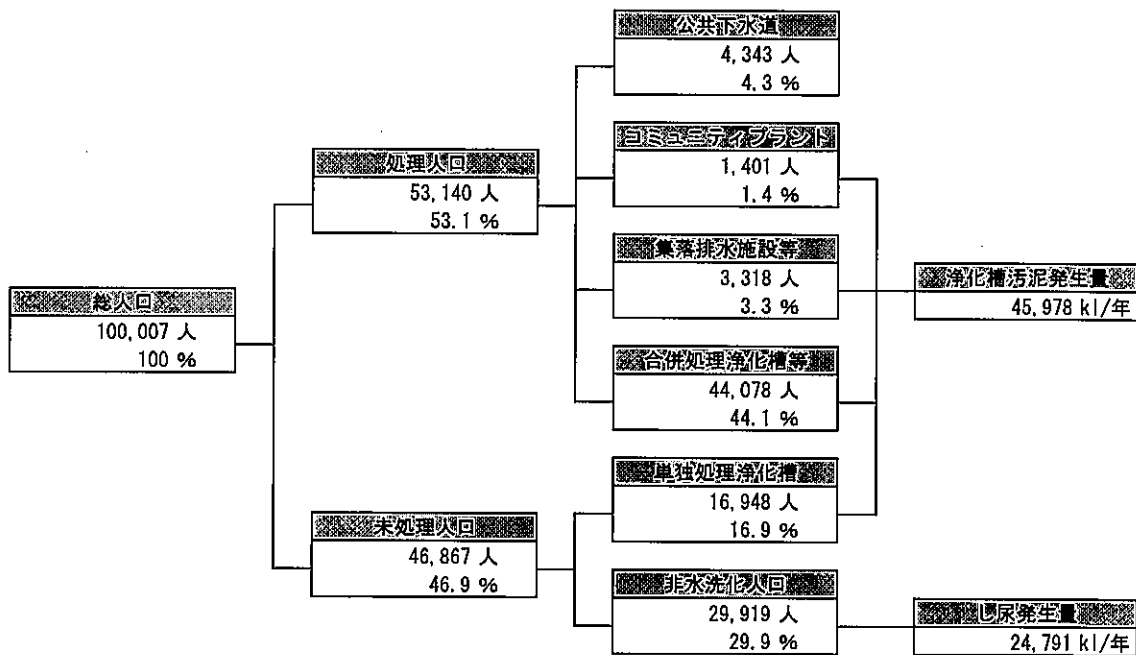


図-2 生活排水の処理状況フロー (平成23年度実績)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成23年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (平成32年度)
人口		100,007 人	96,527 人
総排出量 <sup>※4</sup>		29,851 トン	28,103 トン ( - 5.9% )
1人1日当たりの排出量 <sup>※5</sup>		818 g/人・日	798 g/人・日 ( - 2.4% )
排出量	事業系	排出量	6,818 トン ( - 5.1% )
		資源化量	288 トン ( - 5.2% )
		1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1.41 トン/事業所 ( - 5.0% )
	家庭系	排出量	23,033 トン ( - 6.1% )
		資源化量	3,015 トン ( 25.6% )
		1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	200.2 kg/人 ( - 7.6% )
再生利用量	直接資源化量(内数)	2,591 トン ( 8.68% )	3,318 トン ( 11.81% )
	総資源化量	3,888 トン ( 13.02% )	4,491 トン ( 15.98% )
集団回収量	集団回収量	0 トン ( 0 )	0 トン ( 0% )
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—
減量化量	中間処理による減量化量	22,093 トン ( 74.02% )	20,002 トン ( 71.17% )
最終処分量	埋立最終処分量	3,870 トン ( 12.96% )	3,610 トン ( 12.85% )

- ※1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合  
 ※2：1事業所当たりの排出量 = { (事業系ごみ総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } ÷ 事業所数  
 ・平成23年度：(6,818t/年-288t/年) ÷ 4,637箇所 ≒ 1.41t/事業所  
 ・平成32年度：(6,471t/年-273t/年) ÷ 4,637箇所 ≒ 1.34t/事業所  
 ・事業所数は平成23年度の実績値で横ばいする推計とした。  
 ※3：1人当たりの排出量 = (家庭系ごみの総排出量-家庭系ごみの資源ごみ量) ÷ 人口 × 1,000  
 ・平成23年度：(23,033t/年-3,015t/年) ÷ 100,007人 × 1,000 ≒ 200.2kg/年  
 ・平成32年度：(21,632t/年-3,788t/年) ÷ 96,527人 × 1,000 ≒ 184.9kg/年  
 ※4：総排出量 = 家庭系排出量 + 事業系排出量 + 集団回収量  
 ※5：1人1日当たり排出量 = 総排出量 ÷ 人口 ÷ 365日 × 10<sup>6</sup>

《指標の定義》

- 総排出量：生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収量の和 [単位：t]  
 排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く) [単位：t]  
 再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：t]  
 熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位：MWh]  
 減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位：t]  
 最終処分量：埋立処分された量 [単位：t]

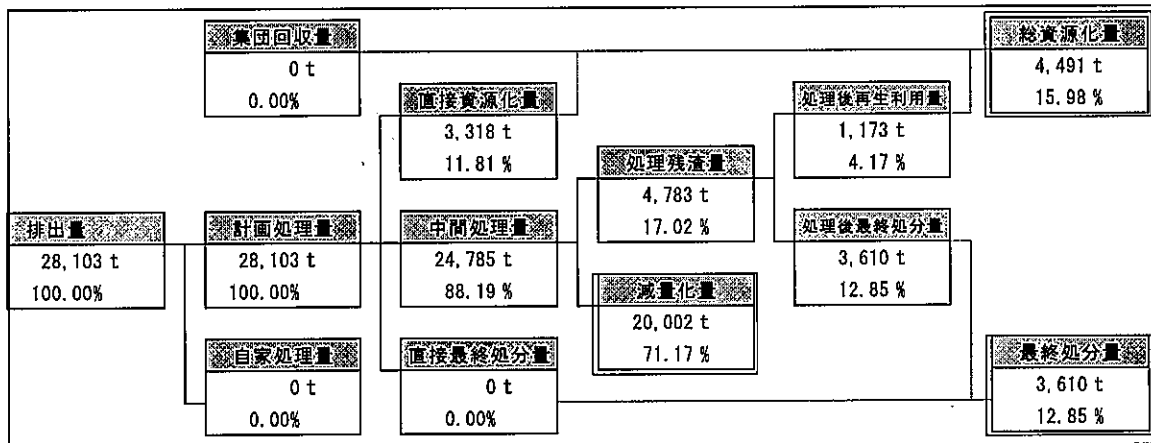


図-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成32年度)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表-2 に掲げる目標の通り、合併処理浄化槽等の個別処理施設及び公共下水道等の集合処理施設の整備を計画的に進めていくものとする。

表-2 生活排水処理に関する現状と目標

項 目		平成23年度実績	平成32年度目標
処理形態別人口	公共下水道	4,343 人 ( 4.3 %)	6,548 人 ( 6.8 %)
	コミュニティプラント	1,401 人 ( 1.4 %)	1,395 人 ( 1.4 %)
	農業集落排水施設等	3,318 人 ( 3.3 %)	4,108 人 ( 4.3 %)
	合併処理浄化槽等	44,078 人 ( 44.1 %)	58,867 人 ( 61.0 %)
	未処理人口	46,867 人 ( 46.9 %)	25,609 人 ( 26.5 %)
	合計(生活排水処理率)	100,007 人 ( 100.0 %)	96,527 人 ( 100.0 %)
し尿・汚泥の量	し尿量	24,791 キロリットル	13,306 キロリットル
	浄化槽汚泥量	45,978 キロリットル	53,136 キロリットル
	合 計	70,769 キロリットル	66,442 キロリットル

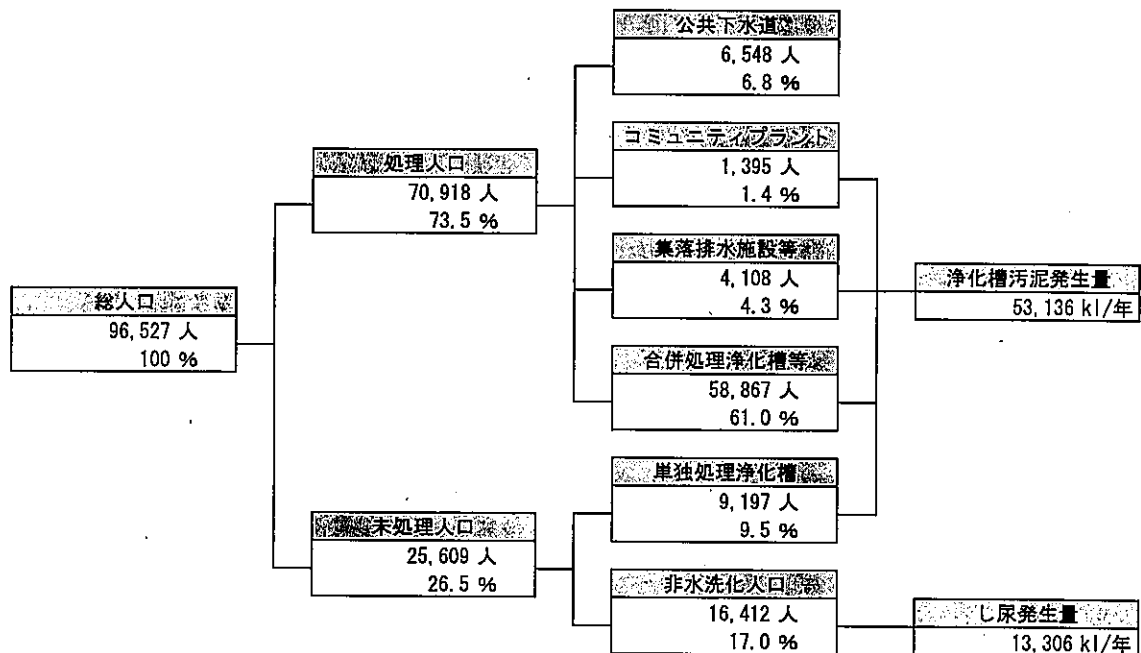


図-4 目標達成時の生活排水処理の処理状況フロー（平成32年度）

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

本市では、以下の施策の展開により、発生抑制及び再使用の推進を図っていくものとする。

##### ア. ごみ処理手数料等

ごみの発生抑制及び公平化を図るため、家庭系ごみは有料指定袋制度を導入している。また、クリーンセンターへ直接持ち込まれる事業系ごみ等については、ごみ処理手数料の徴収を実施しており、ごみ減量化が図られているが、受益と負担の在り方の視点、ごみの減量・リサイクル推進など様々な角度から、現行の自己搬入に伴うごみ処理手数料のあり方について検証し、その改定の方向性等について検討することとしている。

##### イ. 事業系ごみの減量化

事業系ごみを減量化するため、下記の事項を積極的に推進する。

- ◆事業者及び許可業者に対するごみ分別指導の実施
- ◆市外ごみの受入拒否（搬入ごみの監視）
- ◆事業系ごみのリサイクル事業の調査及び事業者への紹介

##### ウ. 家庭での生ごみ堆肥化の促進

本市では、ごみ減量化施策の一環として、ごみ処理機器の購入費補助を実施しているため、これを継続していくものとする。あわせて、甑島地域にモデル地区を整備し、導入の促進を図ると同時に、家庭で作られた堆肥の活用方法についても検討していくこととする。

##### エ. マイバッグ配布事業

マイバッグの配布については、薩摩川内市衛生自治団体連合会との協働により、市内の大型店舗等の利用者へ無料で配布を行っており、マイバッグの利用促進及びごみ減量化への関心を高め、環境活動への参加意識の向上を図る取り組みを継続する。

##### オ. 環境教育

環境学習の一環として、ごみの減量化及び分別による資源化のシステムなどについて、分かり易く編集した資料を小学4年生の社会科学習資料としての配布する取り組みや、市内の大学や自治会等からの申し出により分別指導やリサイクル推進委員等への研修会の開催などを行っており、こうした取り組みを通して循環型社会形成の必要性に対する意識を深める教育を推進し、併せて、本地域のごみ処理施設である川内クリーンセンターの施設見学受入も継続し、ごみ処理の現状や課題、ごみ減量化・資源化について普及啓発を図る。



## カ. 生活排水対策

身近な生活環境の向上に加え、地域環境や地球環境を守っていく気運の醸成を図るために、必要な情報の提供及び積極的な広報・啓発活動を展開する。

- ◆行政と市民が一体となった啓発活動による自主的な市民活動の展開
- ◆広報、チラシ及びパンフレットの配布
- ◆水生生物調査などの地域イベントの開催
- ◆合併処理浄化槽の普及啓発活動の展開
- ◆集合処理施設への接続推進

## (2) 処理体制

### ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-3 に示すとおりである。

本市においては、ごみ発生抑制施策の実施や適正分別の徹底などを実施することにより、ごみ減量化や資源化を推進し、ごみ処理体制については、平成 25 年度から近隣町に処理委託を行っていた入来及び祁答院地域（ともに本土地域）から排出されるごみを川内クリーンセンターにおいて処理することとしており、分別区分についても調整を図り、また、甌島地域の燃やせるごみについても平成 25 年 7 月から川内クリーンセンターにて処理を行っている。

なお、川内クリーンセンター（焼却施設）については、供用開始後相当の年数が経過しており、経年劣化に伴う補修を適宜行うことにより、延命化を図りながら適切な運転管理を行ってきたところであるが、施設整備に関し、事業方式の検討等に係る支援業務の実施及び基幹的設備改良事業実施により延命化を図るとともに、併せて施設運営の包括的委託を行うことにより、適切な施設の運転管理及び効率的なごみ処理を行うこととしている。

また、本市には最終処分場が 2 箇所あるが、1 箇所は既に満杯であり、もう 1 箇所の川内クリーンセンター最終処分場（以下、「既存処分場」という。）についても、残余容量が逼迫していることから、発生焼却灰等及び既存処分場の埋立物の処理について検討及び調査をし、既存処分場の埋め立て物を全量掘り起こし、現在の構造基準を適用した最終処分場に整備する再生事業を実施することにより既存処分場の再生使用（リユース）と最終処分場の安全性を高めることとしている。

表-3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

処理ブロック		川内処理ブロック				さつま処理ブロック				上飯島処理ブロック				薩摩川内市の今後（平成23年度）			
分別区分	処理方法	処理実績 (t)	処理施設等	処理実績 (t)	処理施設等	処理実績 (t)	処理施設等	処理実績 (t)	処理施設等	処理実績 (t)	処理施設等	処理方法	処理施設等	処理実績 (t)			
燃やせるごみ	焼却	15,355	川内リ-ンベ-カ- ごみ焼却施設	1,576	委託 さつま町	焼却	上飯島リ-ンベ-カ- ごみ焼却施設	567	焼却	下飯島リ-ンベ-カ- ごみ焼却施設	569	焼却	川内リ-ンベ-カ- 焼却施設	15,828			
燃やせないごみ	破砕 選別 圧縮 圧縮	778	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	0	委託 さつま町	破砕 選別 圧縮	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	0	破砕 選別 圧縮	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	0	破砕 選別 圧縮	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	790			
粗大ごみ	破砕 選別 圧縮	924	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	131	委託 さつま町	破砕 選別 圧縮	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	62	破砕 選別 圧縮	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	57	破砕 選別 圧縮	川内リ-ンベ-カ- 粗大ごみ処理施設	1,226			
空き缶類	リサイクル 圧縮 一時保管	123.39	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 民間事業者売却	20.08	委託 さつま町	リサイクル 圧縮 一時保管	上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管)	18.42	リサイクル 圧縮 一時保管	下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 民間事業者売却	10.42	リサイクル 圧縮 一時保管	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管) 下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 民間事業者売却	217			
空きびん類	リサイクル 一時保管	581.49	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 指定法人 民間事業者売却	61.55	委託 さつま町	リサイクル 一時保管	上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管)	29.18	リサイクル 一時保管	下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 民間事業者売却	21.87	リサイクル 一時保管	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管) 下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 指定法人 民間事業者売却	872			
紙類	リサイクル 一時保管	1,330.80	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 民間事業者売却	75.32	委託 さつま町	リサイクル 一時保管	上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管)	31.72	リサイクル 一時保管	下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 民間事業者売却	127.19	リサイクル 一時保管	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管) 下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 民間事業者売却	1,966			
ペットボトル	リサイクル 圧縮 梱包 一時保管	106.99	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 指定法人	11.62	委託 さつま町	リサイクル 圧縮 梱包 一時保管	上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管)	9.37	リサイクル 圧縮 梱包 一時保管	下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 民間事業者売却	7.86	リサイクル 圧縮 梱包 一時保管	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管) 下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 指定法人 民間事業者売却	171			
プラスチック類	リサイクル 圧縮 梱包 熱減容 一時保管	406.02	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 指定法人 民間事業者売却	14.20	委託 さつま町	リサイクル 圧縮 梱包 熱減容 一時保管	上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管)	11.66	リサイクル 圧縮 梱包 熱減容 一時保管	下飯島リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 指定法人 民間事業者売却	15.56	リサイクル 圧縮 梱包 熱減容 一時保管	川内リ-ンベ-カ- 資源ごみ処理施設 上飯島リ-ンベ-カ- (圧縮・一時保管) 下飯島リ-ンベ-カ- (一時保管) 指定法人 民間事業者売却	562			

#### イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物は、収集運搬許可業者又は事業者が、クリーンセンター等の処理施設へ直接搬入し、これを処理している。

これらの事業系の一般廃棄物を減量化するため、古紙類の直接搬入の規制、徹底した分別指導及び市外一般廃棄物の受入拒否を実施している。

今後も引き続き事業系一般廃棄物の減量化を進めるため、収集運搬許可業者や事業者への指導を徹底する方針とする。

#### ウ. 生活排水処理の現状と今後

し尿及び浄化槽汚泥については、平成 24 年 4 月から供用を開始している「川内汚泥再生処理センター」にて処理を開始しており、発生する汚泥は肥料、土壌改良剤、堆肥発酵促進剤及び水分調整剤等の炭化製品として再生利用している。

本市では、今後の生活排水処理率の向上を図るために、下記の施策を推進する方針としている。

##### ① 公共下水道

認可区域内の整備を行うとともに、各家庭からの整備された管渠への接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。

##### ② コミュニティプラント

各家庭から既に整備された管渠への接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。

##### ③ 農業・漁業集落排水

認可区域内の整備を行うとともに、各家庭からの整備された管渠への接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。また、平成 24 年度から供用を開始した下飯島の手打地区については特に接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。

##### ④ 合併処理浄化槽

前述した①～③に相当する処理区域以外の区域を対象とし、合併処理浄化槽の整備を推進していくものとする。また、非水洗化の家庭や単独処理浄化槽を設置している家庭等は、合併処理浄化槽への転換を積極的に推進する。

##### ⑤ し尿処理施設

川内汚泥再生処理センターにおいては、し尿及び浄化槽汚泥の処理はもとより、公共下水道終末処理場、コミュニティプラント、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設において発生する汚泥についても処理・資源化を行う。

下甌環境センターについては、供用開始から相当の年数が経過していることから、平成27年10月1日からは川内汚泥再生処理センターで処理を行うなど効率的なし尿処理を行う。

エ. 今後の処理体制の要点

◇ 平成25年度から入来及び祁答院地域（本土地域）のごみを、川内クリーンセンターで処理することに伴い、分別区分の調整を図り、甌島地域の燃やせるごみについても平成25年7月から同クリーンセンターで処理を行うなど、効率的なごみ処理を行う。

◇ 川内クリーンセンターは、供用開始から相当の年数が経過していることから、適正な運転管理の継続及び適宜補修を行い、更に、基幹的設備改良事業を実施し、延命化を図るとともに、併せて施設運営の包括的委託を行うことにより、適切な施設の運転管理及び効率的なごみ処理を行う。

◇ 既存最終処分場の残余容量が逼迫していることから、ごみ減量化・資源化等を推進するなど、種々の対策を講じるとともに、既存最終処分場の埋め立て物を全量掘り起こし、現在の構造基準を適用した最終処分場に整備する再生事業を実施し、既存処分場の再生使用（リユース）を行う。

◇ 安定的な廃棄物の最終処分容量を確保する。

◇ 市外一般廃棄物の受入拒否などを継続するとともに、収集運搬許可業者や事業者への分別指導を徹底することにより、廃棄物の減量化を図る。

◇ 生活排水処理については、公共下水道等の集合処理施設への接続及び合併処理浄化槽の設置（単独浄化槽からの転換を含む）を推進し、発生するし尿、浄化槽汚泥及び公共下水道等の汚泥については川内汚泥再生処理センターにて適正に処理し、資源化を図る。

◇ ◇下甌環境センターについては、供用開始から相当の年数が経過していることから、平成27年10月1日からは川内汚泥再生処理センターで処理を行うなど効率的なし尿処理を行う

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

前述した(2)の処理体制で、本地域のごみを処理するために必要な施設を、表-4に示す。

表-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	薩摩川内市一般廃棄物最終処分場再生事業	埋立面積：9,700 m <sup>2</sup> 埋立容量：68,000 m <sup>3</sup> 浸出水処理施設：60 m <sup>3</sup>	薩摩川内市小倉町字原、字中原、字小山迫、字刈筆及び字平川の一部	H27～41
2	焼却施設	薩摩川内市ごみ処理施設基幹的設備改良事業	135 t/日 (67.5t/日×2炉) 全連続燃焼方式	薩摩川内市小倉町字原、字中原、字小山迫、字刈筆及び字平川の一部	H28～31

(整備理由)

事業番号1：本市保有の最終処分場の埋立残容量が逼迫していることから、最終処分場再生事業を実施し、安定的な最終処分容量を確保する。

事業番号2：本市保有のごみ処理施設(焼却施設)が稼働から相当の年数が経過し老朽化していることから、基幹的設備改良整備を実施し、施設の延命化、効率化をはかり、施設の有効利用を促進する。

イ. 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の整備については、表-5に示す通り実施する。

表-5 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備基数 (平成23年度)	整備計画基数	整備計画人口	事業期間
3	浄化槽設置整備事業 (個人設置型)	21,249基	3,325基	12,474人	H25～31

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前述した(3)の施設整備に先立ち、表-6のとおり計画支援事業を実施する。

表-6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
41	薩摩川内市ごみ処理施設基幹的設備改良事業(事業番号2)に係る技術支援事業	事業方式の検討、入札説明書及び要求水準書の作成等	H26～28

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業

廃棄物処理施設の長寿命化計画策定支援事業は、表-7 に示す通り実施する。

表-7 実施する長寿命化計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
51	薩摩川内市一般廃棄物処理施設に関する長寿命化計画策定事業	長寿命化計画の策定	H25

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会の形成及び廃棄物の適正処理を推進するために、以下の施策を実施していく。

ア. 不法投棄対策

不法投棄の禁止について広く啓発するとともに、発見者からの連絡体制を明確にし、環境美化推進員による巡回パトロール等を実施する。

あわせて、不法投棄多発箇所（公用地、私有地等）に不法投棄禁止の看板を設置し、違反者への警告を行う。

イ. 災害時の廃棄物の処理

地震・水害等の災害時に発生する災害廃棄物の処理体制を確保するため、災害時の廃棄物処理は「薩摩川内市地域防災計画」に基づき対応している。

災害時に発生したごみは、市民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携した収集活動を行い、適正処理に努める。

また、水害時の浸水世帯のし尿のくみ取りを支援するため、市はバキューム車を借上げた上で1世帯 300L を限度として無料でくみ取りを行い、局地的水害時には申請に基づき、くみ取り料金の一部を助成する。

今後、大規模災害における廃棄物処理の基本的計画である災害廃棄物処理計画を策定する。

ウ. 広域的相互支援

災害時又は処理施設の故障等により、廃棄物の適正な処理ができない場合を想定し、隣接自治体との相互支援体制を構築している。

また、し尿等の処理については、県し尿処理施設連絡協議会において、災害等でし尿処理施設が破損した場合の相互支援の申し合わせをしており、今後も広域的な相互支援体制の構築を推進する。

エ. 地域コミュニティ分別収集売却収入還元事業

各地区コミュニティで分別収集された資源ごみを売却し、その実績に応じて還元金を支払う事業を実施する。

オ. 各種補助・助成事業

① 資源ごみステーション管理運営補助金交付制度

各自治会にリサイクル推進員を配置し、ごみステーションの管理、資源ごみの分別指導等を推進するため、リサイクル推進員を配置する自治会に対する補助金交付を実施する。

② 可燃・不燃・資源ごみステーション補助金交付制度

自治会等が収集施設を設置することに対し、補助金を交付することで、分別収集を推進する事業を実施する。

③ 単独処理浄化槽撤去費助成事業

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、既存の単独処理浄化槽の撤去に係る費用の一部を助成する事業を実施する。

カ. 広報・啓発活動、推進体制づくり

① 推進体制

循環型社会を目指した取り組みは、本市の取り組みはもとより、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働の仕組みを築き実行することが重要であるため、市民や各種団体事業者が交流できる取り組みを行う。

② 広報・啓発活動

循環型社会の形成が必要不可欠であるという認識を共有するために、小学生の社会科学習資料としてごみの分別、リサイクル等の資料配布を継続することをはじめとし、私達を取り巻く環境や廃棄物の状況を正しく理解するための情報・知識を提供するなど、積極的な広報・啓発活動に取り組む。

キ. 水環境保全施策の推進

公共水域における水質の定期的調査及び水質情報を公表し、県や関係機関などと連携した事業系排水の監視と指導の強化に努める。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて、鹿児島県及び国との意見交換を行い、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行うものとする。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、最終的な処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行うものとする。

また、評価の結果は公表するとともに、評価結果については次期計画策定に反映していくものとする。

ただし、本計画については、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成24年度)

(1) 地域名 鹿児島県薩摩川内市	(2) 地域人口 100,007 人	(3) 地域の面積 683.50 ㏊	
		山形	その他
(4) 所在地 薩摩川内市	(5) 地域の要件 人口 産業 観光 教育 環境 交通		
(6) 事業内容 資源物の減量化、再生利用の現状と目標			

2. 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

排出量	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標年 平成22年度 (単位: t)
	平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	
総排出量(家庭系排出量+事業系排出量+集回収集量) (t)	102,069 t	101,464 t	100,998 t	100,611 t	100,007 t	99,232 t	96,527 t
1人1日当たりの排出量(㏊・日)	839 ㏊/人・日	823 ㏊/人・日	820 ㏊/人・日	811 ㏊/人・日	810 ㏊/人・日	800 ㏊/人・日	798 ㏊/人・日
事業系	6,678 t	6,738 t	6,677 t	6,824 t	6,818 t	6,930 t	6,471 (0.02%) (-5.1%)
家庭系	268 t	228 t	303 t	317 t	288 t	294 t	270 t
集回収集量	1.34 t/事業所	1.32 t/事業所	1.31 t/事業所	1.38 t/事業所	1.41 t/事業所	1.43 t/事業所	1.34 t/事業所
再生利用量	24,231 t	23,741 t	23,593 t	22,967 t	23,033 t	23,488 t	21,632 (0.02%) (-6.1%)
集回収集量	3,817 t	3,457 t	3,259 t	3,081 t	3,015 t	2,925 t	3,789 t
再生利用率	200.1 kg/人	199.9 kg/人	201.3 kg/人	197.7 kg/人	200.2 kg/人	207.2 kg/人	184.9 kg/人
集回収集率	3.39% (10.8%)	3.05% (10.0%)	3.06% (10.1%)	2.64% (8.9%)	2.59% (8.6%)	2.60% (8.5%)	3.31% (11.5%)
中間処理による減量化量	5,405 t (17.3%)	4,434 t (14.5%)	4,437 t (14.6%)	3,953 t (13.2%)	3,888 t (12.0%)	3,949 t (12.0%)	4,491 t (16.3%)
最終処分量	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)	0 t (0.0%)
中間処理による減量化率	22,040 t (70.6%)	22,375 t (73.4%)	22,194 t (73.1%)	22,033 t (73.0%)	22,093 t (74.0%)	22,500 t (74.5%)	20,002 t (71.4%)
最終処分率	3.74% (12.0%)	3.67% (12.0%)	3.67% (12.1%)	3.80% (12.7%)	3.87% (12.9%)	3.79% (12.4%)	3.61% (12.6%)

3. 一般廃棄物処理施設等の状況と更新、廃止、新設の予定

施設名称	補助の 有無	補助の 種別	型式及び処理方式	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止 新設の理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	備考
川内クリーンセンター(焼却施設)	有	全焼却施設	ストローカ炉	平成7年1月	平成25年7月休止	ごみ処理の集約化のため			135 t/24h (67.6/24h×2F)	継続利用 H20~H31焼却炉設備改良
上屋高クリーンセンター(焼却施設)	有	機械化ハッチ方式	ストローカ炉	平成4年4月	平成25年7月休止	ごみ処理の集約化のため			7 t/8h	廃止予定
下屋高クリーンセンター(焼却施設)	有	機械化ハッチ方式	ストローカ炉	平成8年4月	平成25年7月休止	ごみ処理の集約化のため			8 t/8h	廃止予定
薩摩川内市(焼却施設)	有	機械化ハッチ方式	ストローカ炉	平成8年4月	平成18年4月休止	ごみ処理の集約化のため			2.8 t/8h	廃止予定
川内クリーンセンター(焼却施設)	有	焼却・選別・圧縮		平成7年1月					30 t/5h	継続利用
川内クリーンセンター(焼却施設)	有	ベルト付トール	圧縮・梱包	平成12年4月					1 t/5h	継続利用
川内クリーンセンター(焼却施設)	有	その他プラスチック	圧縮・梱包	平成15年7月					5 t/5h	継続利用
川内クリーンセンター(焼却施設)	有	白色トレイ	圧縮	平成15年7月					0.5 t/5h	継続利用
川内クリーンセンター(焼却施設)	有	単好気性埋立・浸出水処理施設		平成7年1月	継続利用				9,700 m <sup>3</sup> 69,000 m <sup>3</sup> 59,484 m <sup>3</sup>	継続利用 H27~H41焼却炉分場再生
大崎茶屋集積処分場	有	単好気性埋立・浸出水処理施設		昭和50年4月	平成7年1月休止	埋立完了			450,000 m <sup>3</sup> 60 m <sup>3</sup> /日	閉鎖予定
川内環境センター(焼却施設)	有	焼却炉		昭和55年4月	平成24年3月休止	老朽化による廃止			120 kl/日	H25解体
川内クリーンセンター(焼却施設)	有	焼却炉		平成4年4月	平成27年10月休止				224 kl/日	継続利用
下屋高クリーンセンター(焼却施設)	有	焼却炉		平成6年4月	平成27年10月休止				6 kl/日	継続利用

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 2 4 年度)

4. 生活排水処理の現状と目標

市町村	事業	過去の状況・現状							目標年 平成27年度 (※5/6)
		平成19年度 (実績)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	
公共下水道	総人口	102,009 人	101,464 人	100,998 人	100,611 人	100,067 人	99,222 人	96,527 人	
	汚水衛生処理人口	3,141 人	3,231 人	3,517 人	3,838 人	4,243 人	4,056 人	6,546 人	
コミュニティプラント	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.1%	3.2%	3.5%	3.8%	4.3%	4.1%	6.8%	
	汚水衛生処理人口	1,208 人	1,251 人	1,310 人	1,352 人	1,401 人	1,353 人	1,395 人	
農業集落排水施設等	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	
	汚水衛生処理人口	3,228 人	3,311 人	3,299 人	3,243 人	3,318 人	2,962 人	4,108 人	
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.2%	3.3%	3.3%	3.2%	3.3%	3.0%	4.3%	
	汚水衛生処理人口	38,811 人	40,369 人	41,646 人	42,837 人	44,078 人	44,198 人	58,867 人	
未処理人口	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	38.1%	39.5%	41.2%	42.7%	44.1%	44.5%	61.0%	
	汚水衛生処理人口	55,621 人	53,302 人	51,226 人	49,241 人	46,887 人	46,663 人	25,609 人	

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

市町村	事業	平成22年度		平成23年度		平成24年度		7年計画の最終年度
		減数 (台)	処理人口 (人)	減数 (台)	処理人口 (人)	減数 (台)	処理人口 (人)	
浄化槽設置整備事業	高槻川内市	11,249	44,078	3,325	12,474			平成31年度

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成24年度）

事業類別	事業番号	事業主体	規模	事業期間		総事業費(千円)												備考									
				単位	開始		交付対象事業費(千円)																				
					開始	終了	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H25	H26	H27	H28		H29	H30	H31						
○最終処分場再生事業																											
最終処分場再生事業	1	藤原川内市	68,000 m <sup>2</sup>		27	31																					
○廃棄物処理施設の基幹的設備改良等に関する事業																											
藤原川内市ごみ処理施設基幹的設備改良事業	2	藤原川内市	135 t/d		28	31																					
○浄化槽に関する事業																											
合併処理浄化槽設備（個人設置型 本土分）		藤原川内市	3,290 基		25	31																					
合併処理浄化槽設備（個人設置型 離島分）	3	藤原川内市	35 基		25	31																					
○施設整備に関する計画支援事業																											
排水水理書作成、落札者決定基準等（一般廃棄物処理施設関連）	41	藤原川内市	-		26	28																					
○廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業																											
藤原川内市一般廃棄物処理施設に関する長寿命化計画策定支援事業	51	藤原川内市	-		25	25																					
合計																											
							4,153,829	178,017	183,222	240,602	384,562	778,042	1,401,342	988,042	3,203,269	177,707	182,912	190,292	190,512	560,792	1,144,192	756,862					



## 施設概要（熱回収施設系）

都道府県名：鹿児島県

(1) 事業主体名	薩摩川内市
(2) 施設名称	川内クリーンセンター（基幹的設備改良事業）
(3) 工期	平成 28 年度 ～ 平成 31 年度
(4) 施設規模	処理能力 135 t/日（67.5 t/日 × 2炉）
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼式：ストーカ方式
(6) 予熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 %） ・ 無 2. 熱回収の有無 有（熱回収率 %） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	可燃ごみの焼却処理 CO <sub>2</sub> 排出量削減率：3%
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 無

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) 事業計画額	
-----------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 Nm <sup>3</sup> /t 2. 発生ガス量 Nm <sup>3</sup> /日
(11) 回収ガスの利用計画	

(12) 事業計画額	2,066,600千円
------------	-------------

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名：鹿児島県

(1) 事業主体名	薩摩川内市		
(2) 施設名称	薩摩川内市一般廃棄物最終処分場（最終処分場再生事業）		
(3) 工期	平成 27 年度 ~ 平成 41 年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 36,218 m <sup>2</sup>	埋立面積 9,700 m <sup>2</sup>	埋立容積 68,000 m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度及び終了年度	埋立開始 平成 7年度 埋立終了 平成56年度（予定）		
(6) 跡地利用計画	多目的広場		
(7) 地域計画内の役割	一般廃棄物の適正処理及び最終処分		
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
(9) 事業計画額 総事業費	2,850,910 千円		

### 施設概要（浄化槽系）

都道府県名 鹿児島県

(1) 事業主体名	薩摩川内市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	公共下水道及び集落排水施設等の整備計画区域外の地域において、合併処理浄化槽の整備を推進する。
(4) 事業期間	平成 25 年度～ 平成 31 年度
(5) 事業対象地域の要件	人口・面積の要件に該当
(6) 事業計画額	交付対象事業費 1,227,044 千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

（個人設置型 本土分）

区分	交付対象基数 ( 12,355 人分 )	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	2,205 基 ( 6,615 人分 )	140 基	744,660	746,060	744,660
6 ～ 7 人槽	980 基 ( 4,900 人分 )	70 基	412,020	412,720	412,020
8 ～ 10 人槽	105 基 ( 840 人分 )	0 基	57,540	57,540	57,540
～ 人槽	基 ( 人分 )	基	0	0	0
合計	3,290 基 ( 12,355 人分 ) 改築を除く	210 基	1,214,220	1,216,320	1,214,220

（個人設置型 離島分）

区分	交付対象基数 ( 119 人分 )	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	28 基 ( 84 人分 )	7 基	9,926	9,996	9,926
6 ～ 7 人槽	7 基 ( 35 人分 )	0 基	2,898	2,898	2,898
8 ～ 10 人槽	0 基 ( 0 人分 )	0 基	0	0	0
～ 人槽	基 ( 人分 )	基	0	0	0
合計	35 基 ( 119 人分 ) 改築を除く	7 基	12,824	12,894	12,824

【市町村設置型浄化槽整備事業の場合】

区分	交付対象基数 ( 人分 )	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5 人槽	基 ( 人分 )	基	0	0	0
6 ～ 7 人槽	基 ( 人分 )	基	0	0	0
8 ～ 10 人槽	基 ( 人分 )	基	0	0	0
～ 人槽	基 ( 人分 )	基	0	0	0
事務費等					
合計	基 ( 人分 )	基	0	0	0

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

（複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること）

市町村総人口： \_\_\_\_\_

市町村世帯数： \_\_\_\_\_

対象地域人口： \_\_\_\_\_

対象地域世帯数： \_\_\_\_\_

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で整備した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

## 計画支援概要

都道府県名：鹿児島県

(1) 事業主体名	薩摩川内市
(2) 事業目的	一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を推進するため
(3) 事業名称	薩摩川内市ごみ処理施設基幹的設備改良事業に係る技術支援事業
(4) 工期	平成26年度～平成28年度
(5) 事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業方式の検討</li><li>・入札説明書作成</li><li>・要求水準書作成等</li></ul>
(6) 事業計画額	35,840千円

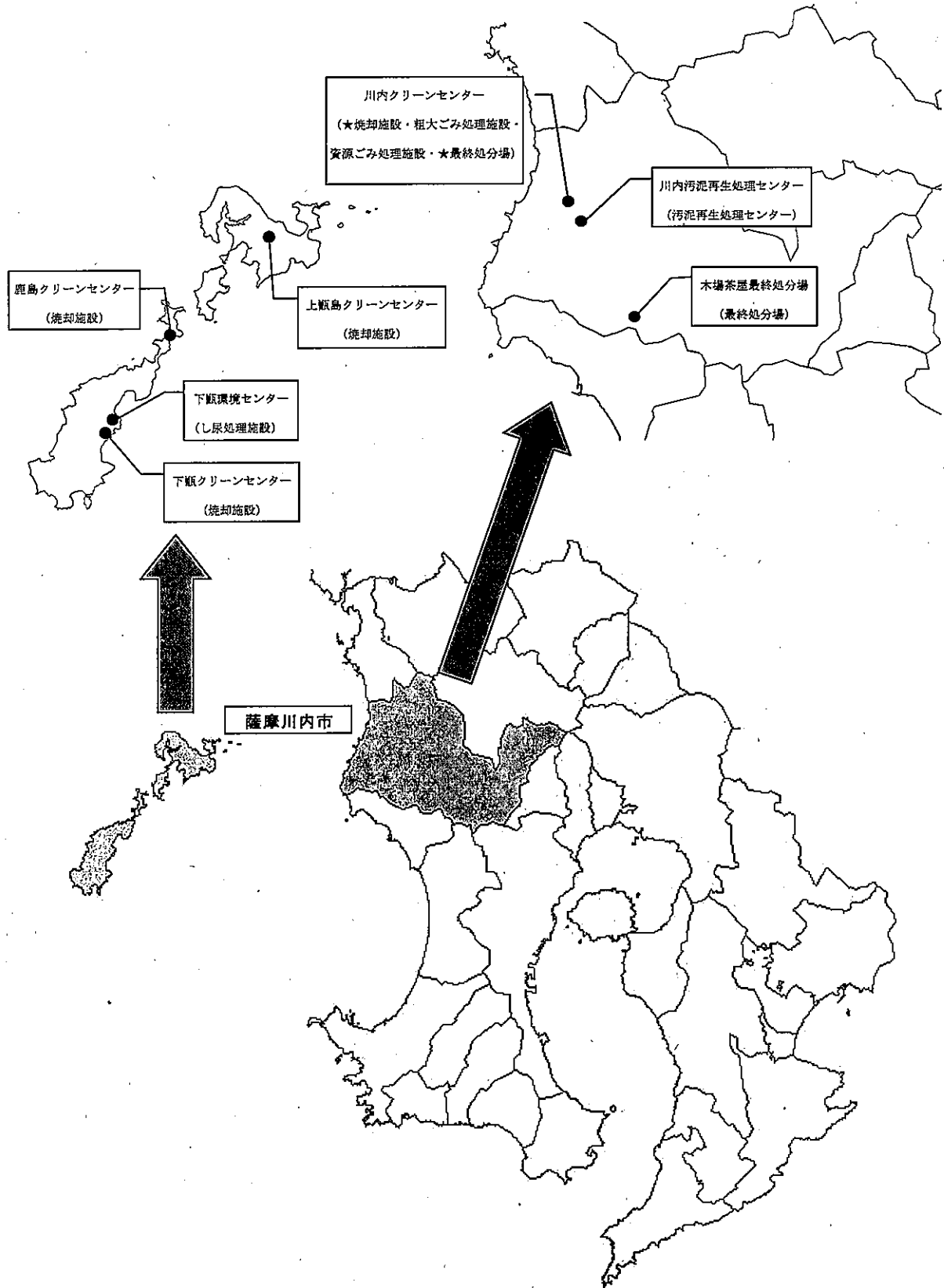


## 長寿命化計画策定支援概要

都道府県名：鹿児島県

(1) 事業主体名	薩摩川内市
(2) 事業目的	一般廃棄物処理施設の長寿命化を推進するため
(3) 事業名称	薩摩川内市一般廃棄物処理施設に関する長寿命化計画策定支援事業
(4) 工期	平成25年度
(5) 事業概要	一般廃棄物処理施設の長寿命化策定
(6) 事業計画額	2,415 千円

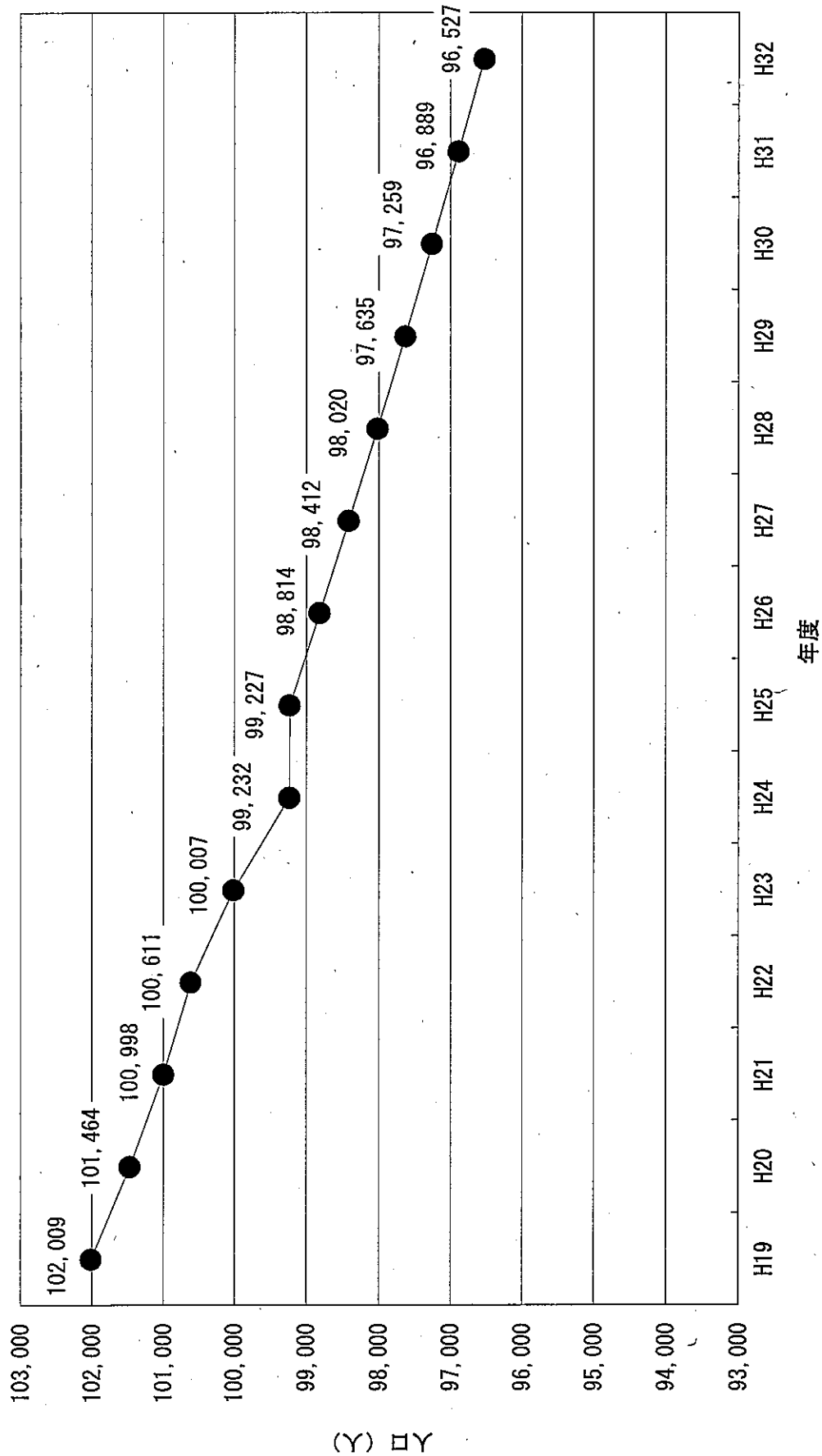
添付資料2 計画地内の施設の状況



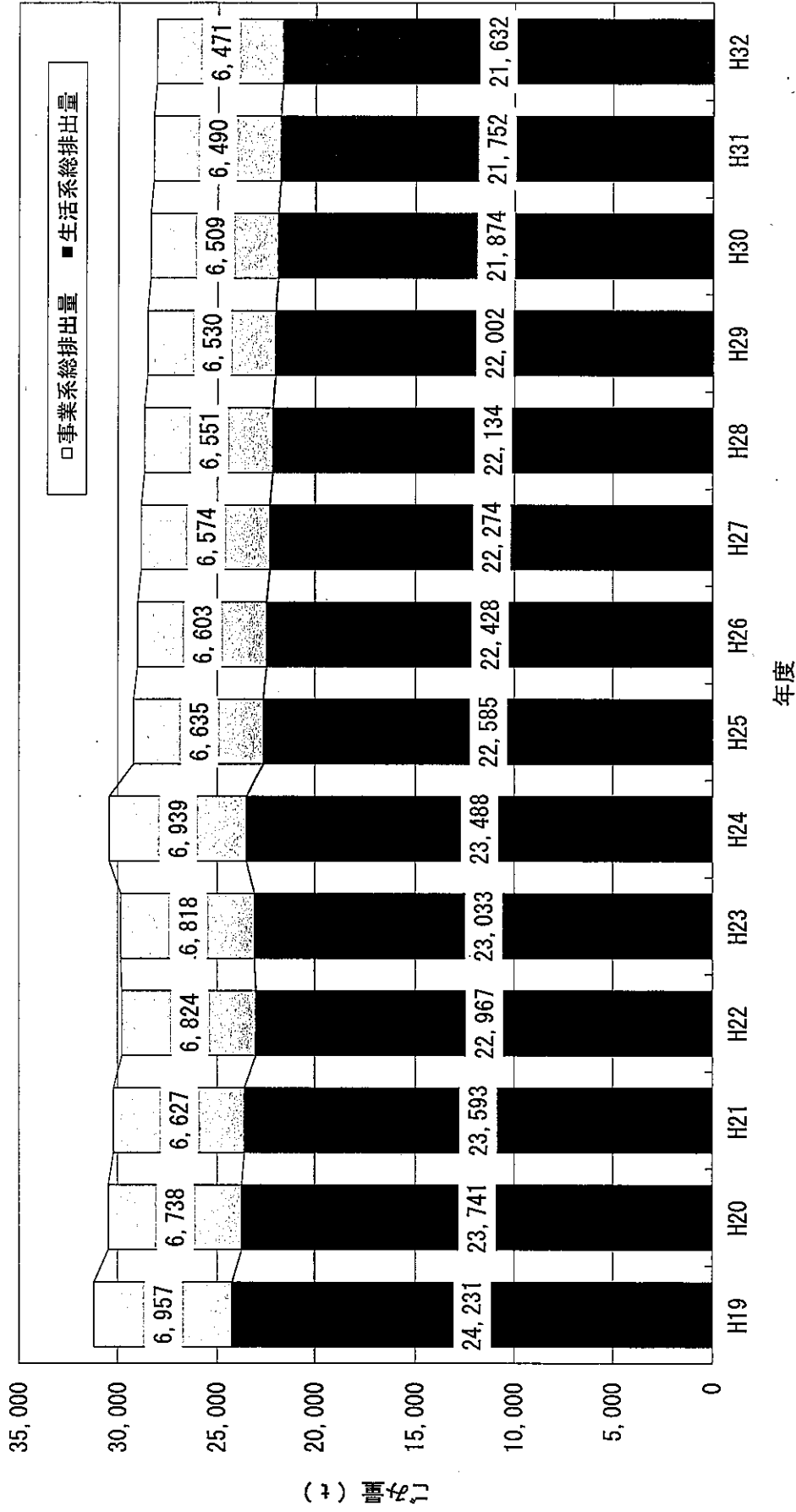


■ 添付資料3 人口及び一般廃棄物に関するトレンドグラフ

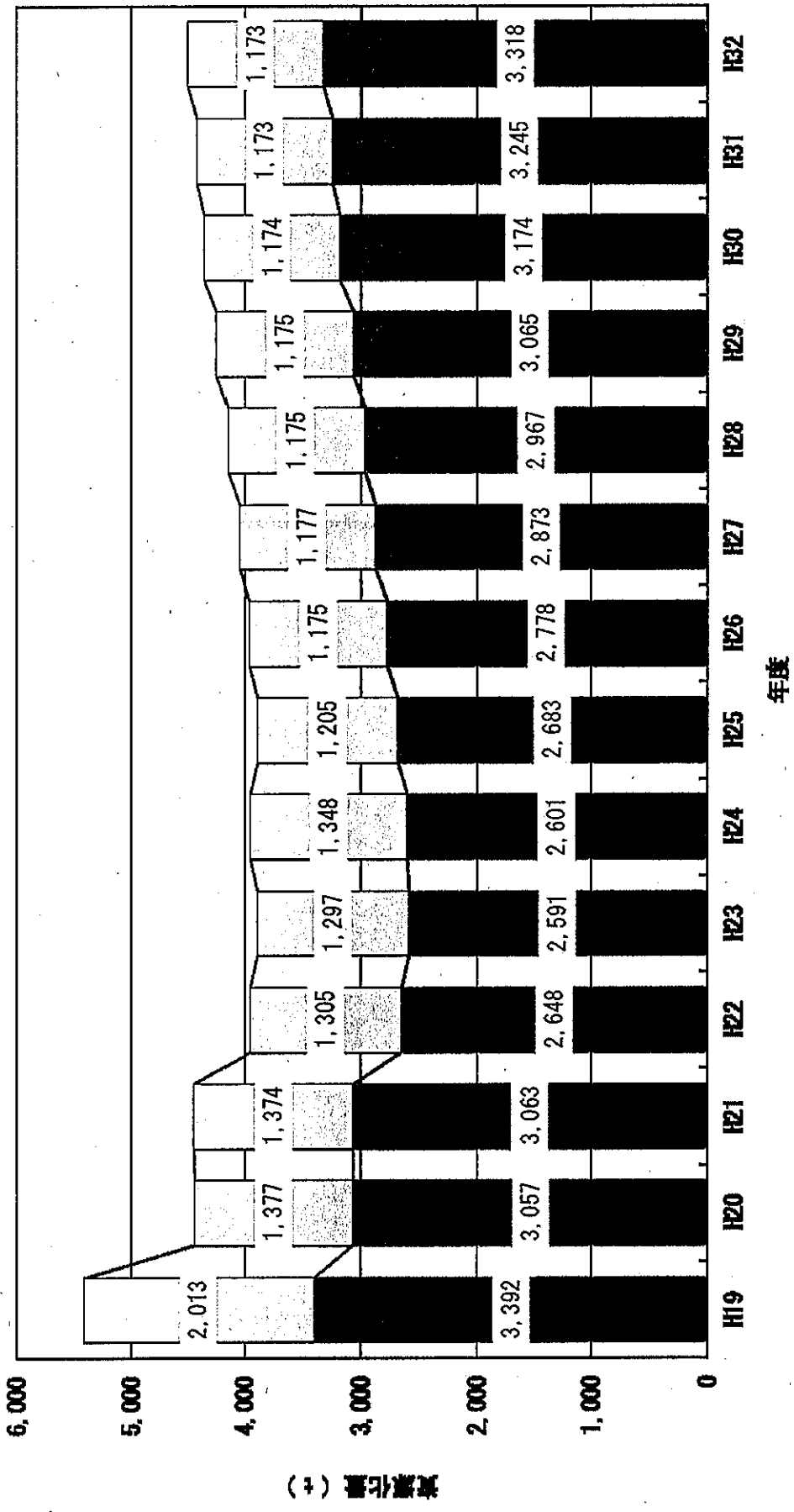
行政区域内人口の推移



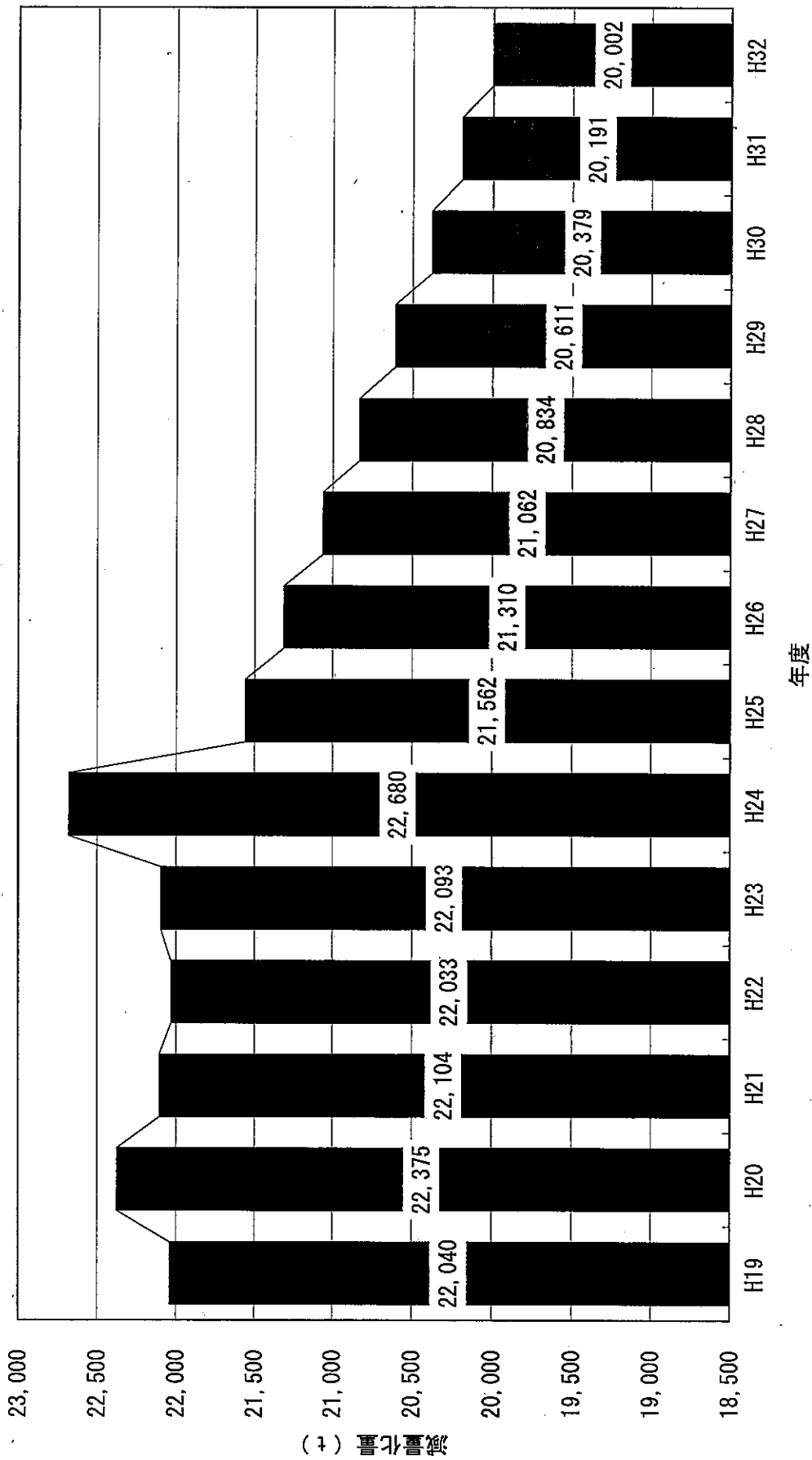
ごみ排出量の推移



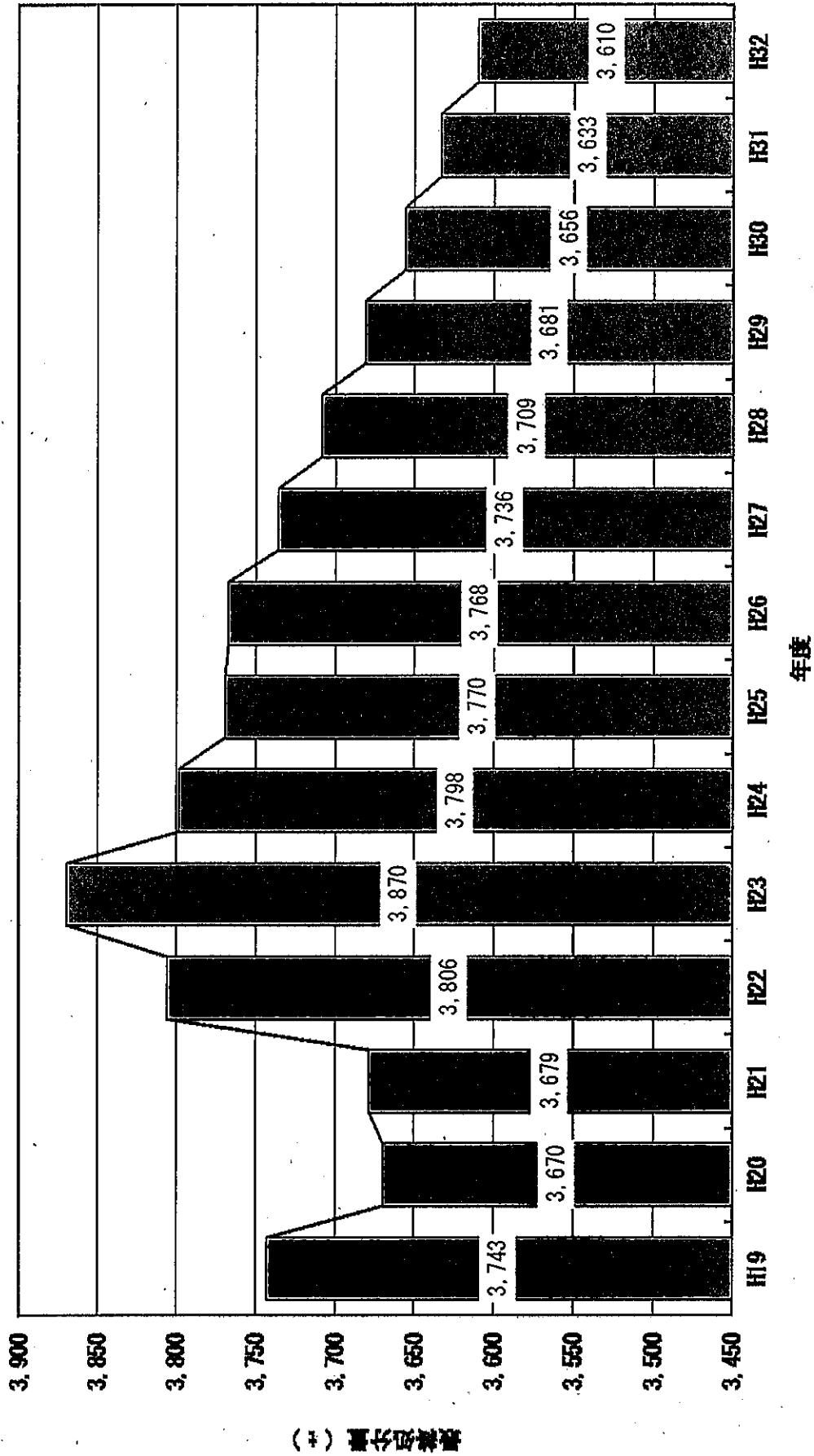
再生利用量の推移



中間処理による減量化量の推移



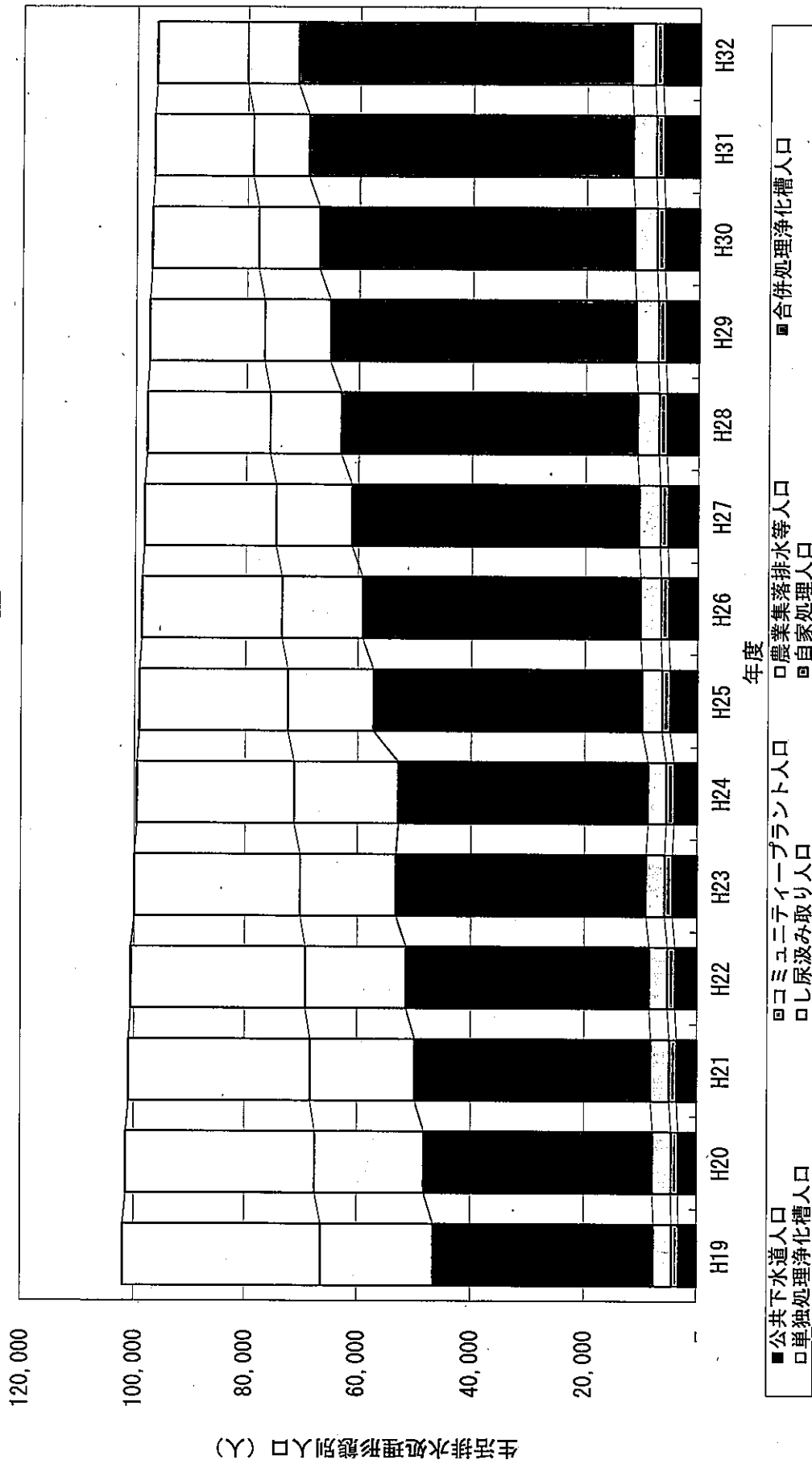
最終処分量の推移



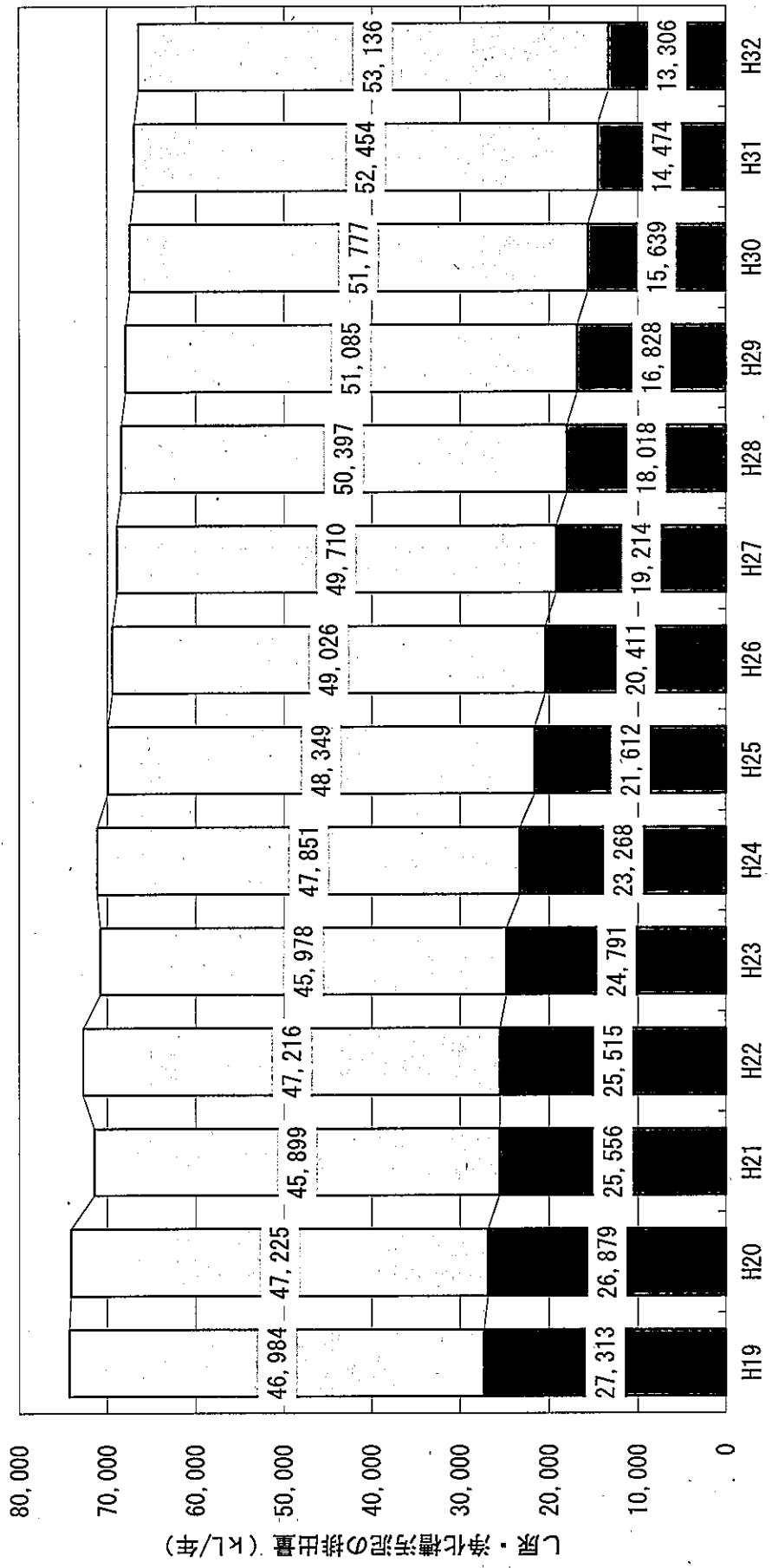
(\*) 前年度比増減率



生活排水処理形態別人口の推移



し尿等排出量の推移



し尿 □ 浄化槽汚泥

年度